

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.001

処 分 名	体育施設の使用の許可
処 分 の 概 要	春日部市の体育施設を使用しようとするときは、教育委員会(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市立体育施設条例(平成 17 年条例第 190 号)第 6 条、第 21 条 春日部市体育施設条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 9 号)第 4 条
審 査 基 準	<p>◎春日部市立体育施設の使用の許可は、当該施設の使用が次の (1) から (5) の要件を全て満たすことが必要です。ただし、総合体育館については (2) を要件としません。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。</li> </ul> <p>(2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の販売等で金銭的な利益を得ることを直接の目的とした活動及び民間事業者の職員研修のような営利活動団体の営利に繋がる活動等を指します。</li> </ul> <p>(3) 運動施設及び附属設備を破損するおそれがないこと。</p> <p>(4) 暴力団等の利益になると認められないこと。</p> <p>(5) その他管理上支障がないこと。（以下のような場合を指します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合</li> <li>・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合</li> <li>・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など</li> </ul>
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申請時期	使用する日が属する月の 3 か月前の月の 15 日から使用する日までの間 （総合体育館のトレーニング室及びランニングトラック並びに庄和体育館のトレーニング室は随時）
申請方法	総合体育館、市民体育館、市民武道館、庄和体育館窓口への提出
備 考	管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。 公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。 使用料については、 <a href="http://winghat.info/">http://winghat.info/</a> を参照してください。

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市立体育施設条例

第6条 体育施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。(略)

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。ただし、第2号の規定は、春日部市総合体育館(以下「総合体育館」という。)には適用しない。

- (1)秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2)営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3)運動施設及び附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (4)その他管理上支障があるとき。

3 教育委員会は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

■春日部市立体育施設条例施行規則

第4条 条例第6条の規定により、体育施設のうち総合体育館のトレーニング室及びランニングトラック並びに春日部市庄和体育館のトレーニング室以外の施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、(略)許可申請書(様式第1号)を春日部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、春日部市公共施設予約システム(略)による予約者の決定の後に受け付けるものとする。(略)

3 前2項の規定による申請は、使用する日が属する月の3か月前の月の15日から使用する日までの期間内に行うものとする。(略)

4 教育委員会は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、(略)許可書兼領収書(様式第2号。(略))により許可するものとする。

5 総合体育館のトレーニング室又はランニングトラックを使用しようとする者は、使用料を納入し、春日部市総合体育館個人使用券(様式第3号。以下「個人使用券」という。)の交付を受けなければならない。(略)

6 春日部市庄和体育館のトレーニング室を使用しようとする者は、使用料を納入し、春日部市庄和体育館トレーニング室使用券(様式第4号)の交付を受けなければならない。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

第3条 公共施設の管理者(以下「管理者」という。)は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.002

処 分 名	体育施設の使用料の還付
処 分 の 概 要	教育委員会(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)が特別の理由があると認めた場合において、既納の使用料の全部又は一部を還付します。
根拠条例等・条項	春日部市立体育施設条例（平成 17 年条例第 190 号）第 16 条、第 21 条、第 29 条 春日部市体育施設条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 9 号）第 9 条
審 査 基 準	還付の対象は以下のとおりです。 ① 天候不良や新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める対策に起因する理由等の使用者の責任によらない理由で、体育施設が使用できなかった場合は、全額還付します。 ② 大沼運動公園グラウンド、牛島野球場、南栄町グラウンドの夜間照明を使用しなかった場合は、全額還付します。 ③ ・総合体育館 使用日の 14 日前までに予約をキャンセルし、教育委員会が認めた場合は、半額還付します。 ・その他の体育施設 使用日の 7 日前までに予約をキャンセルし、教育委員会が認めた場合は、全額還付します。
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 5 月 8 日）
申請時期	随時
申請方法	総合体育館、市民体育館、市民武道館、庄和体育館窓口へ提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市立体育施設条例

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 21 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第 6 条、第 8 条から第 11 条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

第 29 条

2 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。

■春日部市立体育施設条例施行規則

第 9 条 条例第 16 条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用者の責任によらない理由により、体育施設を使用することができなくなった場合は、全額還付する。

(2) 条例第 14 条関係の別表第 3 項の照明料の表のうち春日部市営大沼運動公園グラウンド、春日部市牛島野球場及び春日部市南栄町グラウンドの野球場夜間照明については、使用者の責任にかかわらず、使用許可を受けていた照明を使用しなかった場合は、全額を還付する。

(3) 使用者が、総合体育館の使用日の 14 日前まで、その他の体育施設は使用日の 7 日前までに使用の取消しをし、教育委員会が認めた場合は、総合体育館にあつては半額還付し、その他の体育施設にあつては全額還付する。

2 使用料の還付を受けようとする者は、春日部市立体育施設使用料還付申請書（様式第 6 号）に許可書兼領収書を添えて、前項第 1 号にあつては使用することができなくなった日から 14 日以内に、同項第 2 号にあつては使用しなかった日から 14 日以内に、同項第 3 号にあつては使用の取消しと同時に教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請により還付を認めるときは、春日部市立体育施設使用料還付通知書（様式第 7 号）を還付を申請した者に通知し、使用料を還付するものとする。

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等：社会教育部スポーツ推進課（指定管理者） No.003

処 分 名	体育施設の使用料の減免
処 分 の 概 要	一定の事由に該当する場合は、体育施設の使用料を減額又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市立体育施設条例（平成 17 年条例第 190 号）第 15 条、第 21 条 春日部市立体育施設条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 9 号）第 7 条、第 8 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年条例第 33 号）第 3 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成 19 年 6 月 18 日規則第 52 号）第 3 条
審 査 基 準	体育施設の使用料の減額又は免除は、次の（１）～（３）の要件のいずれかに該当することが必要です。 （１）教育委員会が主催するスポーツ・レクリエーションの大会は、免除することができます。 （２）教育委員会が共催する小学校体育連盟又は中学校体育連盟の大会は、免除することができます （３）春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合は、減額又は免除することができます。
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	総合体育館、市民体育館、市民武道館、庄和体育館の窓口に証明書を提示
備 考	

■春日部市立体育施設条例

第15条 市長は、総合体育館を除く体育施設（以下「その他の体育施設」という。）の使用が公用である場合においては、使用料を免除することができる。

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（略）

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

■春日部市立体育施設条例施行規則

第7条 条例第15条の規定による使用料の免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 教育委員会が主催するスポーツ・レクリエーションの大会

(2) 教育委員会が共催する小学校体育連盟又は中学校体育連盟の大会

第8条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、教育委員会に申請しなければならない。

（略）

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

第3条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第3条関係）（抜粋）

※利用者の区分及びその内容欄の免除は、当該使用料等の額の全額（個人）。

減額は、当該使用料等の額の2分の1に相当する額を減額（団体）。

※使用料等の名称欄は、温水シャワーやロッカー等を除く。

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで 使用する場合	障害者団体が 使用する場合
春日部市総合体育館の使用料等	免除	減額
春日部市堂大沼運動公園 グラウンドの使用料等	免除	減額
春日部市立市民体育館の使用料等	免除	減額
春日部市南栄町グラウンドの使用料等	免除	減額
春日部市谷原グラウンドの使用料等	免除	減額
春日部市立沼テニスコートの使用料等	免除	減額
春日部市立市民武道館の使用料等	免除	減額
春日部市牛島野球場の使用料等	免除	減額
春日部市庄和体育館の使用料等	免除	減額
春日部市庄和テニスコートの使用料等	免除	減額
春日部市庄和球場の使用料等	免除	減額



## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.004

処 分 名	市立学校夜間照明施設の使用の許可
処 分 の 概 要	スポーツ、レクリエーション活動の場として、夜間照明施設（東中学校・緑中学校・武里中学校・大增中学校）を利用しようとする者は、教育委員会(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市立学校夜間照明施設条例（平成17年条例第191号）第5条 春日部市立学校夜間照明施設条例施行規則（平成17年教育委員会規則第10号）第2条、第3条 春日部市立体育施設条例(平成17年条例第190号)第21条
処 分 基 準	<p>夜間照明施設の使用の許可は、当該施設の使用が次の(1)から(5)の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。</li></ul> <p>(2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・物品の販売等で金銭的な利益を得ることを直接の目的とした活動及び民間事業者の職員研修のような営利活動団体の営利に繋がる活動等を指します。</li></ul> <p>(3) 夜間照明及び附属設備を破損するおそれがないこと。</p> <p>(4) 暴力団等の利益になると認められないこと。</p> <p>(5) その他管理上支障がないこと。（以下のような場合を指します。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合</li><li>・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合</li><li>・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など</li></ul>
標準処理期間	5日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成29年4月1日）
申請時期	利用しようとする日の概ね10日前
申請方法	スポーツ推進課窓口への提出

備 考	管理上必要がある場合は、使用に条件を付することがあります。
<p>根拠条例及び関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市立学校夜間照明施設条例</p> <p>第4条 夜間照明施設を使用することができるものは、市民又は市内在勤者で10人以上の団体を構成し、当該団体に監督者として成人が2人以上含まれ、あらかじめ教育委員会に登録された団体とする。</p> <p>第5条 夜間照明施設を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。</p> <p>(1) 秩序、風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</p> <p>(3) 夜間照明施設を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があるとき。</p> <p>■春日部市立学校夜間照明施設条例施行規則</p> <p>第2条 条例第4条に規定する教育委員会に登録された団体（以下「登録団体」という。）は、春日部市立学校施設の開放規則（平成17年教育委員会規則第33号）第7条に規定する団体とする。</p> <p>第3条 夜間照明施設（条例第1条に規定する「夜間照明施設」をいう。以下同じ。）の利用範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ソフトボール</p> <p>(2) その他春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める種目</p> <p>■春日部市立体育施設条例</p> <p>第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例</p> <p>第3条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。</p>



## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.005

処 分 名	市立学校夜間照明施設の使用料の還付
処 分 の 概 要	一定の事由に該当すると認められた場合は、既納の使用料を還付します。
根拠条例等・条項	春日部市立学校夜間照明施設条例（平成 17 年条例第 191 号）第 14 条 春日部市立学校夜間照明施設条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 10 号）第 5 条
審 査 基 準	<p>夜間照明使用料の還付は、下記の事由に該当すると認められたとき、その全部又は一部を還付します。</p> <p>(1) 夜間照明施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半数以上のランプが故障した場合</li> <li>・照明装置が故障した場合</li> <li>・附属施設が故障し、本来の使用目的を達成できない場合</li> </ul> <p>(2) 利用者の責めに帰することのできない理由により、夜間照明施設が利用できないとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨、雪などで使用できない場合。この場合、グラウンドコンディションを保つため、一定期間、利用を制限します。</li> <li>・自然災害が発生した場合</li> </ul> <p>(3) その他市長が特に必要と認められたとき。</p> <p>◎夜間照明使用料の還付について</p> <p>還付につきましては、下記に掲げる期限までに必要書類を用意して総合体育館で手続きをしてください。</p> <p>手続きに必要な夜間照明施設使用変更（取消・還付）許可申請書は、手続き窓口に設置してあります。なお、還付を許可した場合、夜間照明施設使用変更（取消・還付）許可書をお渡ししますので、還付まで大切に保管してください。</p> <p>【申請期限】</p> <p>施設の使用を停止され、又は取り消された日から 7 日以内に申請が必要となります。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入通知書兼領収書並びに使用許可書</li> </ul>
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	総合体育館窓口へ提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市立学校夜間照明施設条例

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 夜間照明施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することのできない理由により、夜間照明施設が利用できないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

■春日部市立学校夜間照明施設条例施行規則

(使用料の還付)

第5条 条例第14条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとする者は、夜間照明施設の使用許可を停止され、又は取り消された日から7日以内に夜間照明施設使用変更(取消・還付)許可申請書(様式第4号)及び納入通知書兼領収書並びに使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用料の還付に係る申請について許可をしたときは、夜間照明施設使用変更(取消・還付)許可書(様式第5号)を当該申請をした者に交付するとともに、当該使用料を還付するものとする。

■春日部市立体育施設条例

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等：社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.006

処 分 名	市立学校夜間照明施設の使用料の免除
処 分 の 概 要	市立学校夜間照明施設の使用許可を受けた者が基準の要件に該当する場合は、使用料を免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市立学校夜間照明施設条例（平成 17 年条例第 191 号）第 13 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年条例第 33 号）第 3 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成 19 年 6 月 18 日規則第 52 号）第 3 条
審 査 基 準	市立学校夜間照明施設の使用料の免除は、次の（１）～（３）の要件のいずれかに該当することが必要です。 （１）教育委員会が主催するスポーツ・レクリエーションの大会は、免除とします。 （２）教育委員会が主催する小学校体育連盟又は中学校体育連盟の大会は、免除とします。 （３）春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合は、減額又は免除とします。
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
申請時期	利用しようとする日の概ね 10 日前
申請方法	スポーツ推進課窓口への提出
備 考	管理上必要がある場合は、使用に条件を付することがあります。

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市立学校夜間照明施設条例

(使用料の免除)

第13条 市長は、夜間照明施設の使用が公用である場合においては、使用料を免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

(減免する使用料等)

第3条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表(第3条関係) (抜粋)

※利用者の区分及びその内容欄の免除は、当該使用料等の額の全額(個人)。

減額は、当該使用料等の額の2分の1に相当する額を減額(団体)。

※使用料等の名称欄は、温水シャワーやロッカー等を除く。

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する場合	障害者団体が使用する場合
春日部市立東中学校夜間照明施設の使用料等	免除	減額
春日部市立武里中学校夜間照明施設の使用料等	免除	減額
春日部市立緑中学校夜間照明施設の使用料等	免除	減額
春日部市立大増中学校夜間照明施設の使用料等	免除	減額

■春日部市立体育施設条例

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：社会教育部スポーツ推進課 No.007

処 分 名	市立学校施設の利用の許可
処 分 の 概 要	スポーツ、レクリエーション活動の場として、学校施設を利用しようとするときは、教育委員会の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市立学校施設の開放規則（平成 17 年教育委員会規則第 33 号）第 7 条、第 8 条 春日部市立学校施設の開放に関する実施細則（平成 18 年 教育長決裁）第 18 条、第 20 条
審 査 基 準	<p>◎春日部市立学校施設の利用は、住民のスポーツ、レクリエーション活動の場として、学校教育に支障のない範囲で教育委員会の企画及び運営のもとに行われます。</p> <p>◎春日部市立学校施設を利用する場合には、次の要件を全て満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春日部市内に在住又は在勤するもので、10 人以上の団体を構成すること。</li> <li>・当該団体に監督者として成人が 2 人以上含まれていること。</li> <li>・あらかじめ教育委員会に登録された団体であること。</li> <li>・利用団体は、利用者の傷害事故発生に備えて保険に加入していること。</li> </ul> <p>◎開放施設を利用しようとする場合には、原則として利用しようとする日の 1 か月前までに学校開放施設利用申込書（様式第 1 号）を教育委員会に提出し、その許可を受ける必要があります。</p>
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	原則として利用しようとする日の 1 か月前までの間
申請方法	スポーツ推進課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■春日部市立学校施設の開放規則

(利用対象者)

第7条 開放施設を利用することのできる者は、春日部市内に在住又は在勤するもので、10人以上の団体を構成し、当該団体に監督者として成人が2人以上含まれ、あらかじめ教育委員会に登録された団体とする。

(施設利用)

第8条 開放施設を利用しようとする者は、原則として利用しようとする日の1か月前までに学校開放施設利用申込書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

■春日部市立学校施設の開放に関する実施細則

(登録及び承認)

第18条 規則第7条の規定に基づき、開放施設を利用しようとする団体は、あらかじめ学校施設利用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、学校施設利用団体として承認を受け、学校開放利用団体登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による登録申請は、原則として前年度末とする。ただし、当該年度途中での登録も受け付けることができる。

3 登録証の有効期限は、当該年度の末日とする。

(利用者の義務等)

第20条 利用団体は、利用者の傷害事故発生に備えて保険に加入し、利用者の傷害については、利用者間の責任負担とする。

2 利用団体は、利用者心得を遵守しなければならない。

別表(第19条関係) 利用者心得 (略)



## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：社会教育部スポーツ推進課 No.008

処 分 名	スポーツ傷害等見舞金の支給決定
処 分 の 概 要	スポーツ行事への参加中に傷害等を生じた場合、見舞金又は弔慰金を支給するものです。
根拠条例等・条項	春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例（平成 17 年条例第 192 号）第 5 条、第 6 条 春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例施行規則（平成 17 年規則第 75 号）第 3 条
審 査 基 準	<p>春日部市スポーツ傷害等見舞金の支給は、申請を受理し、受給資格を確認し、決定するものです。</p> <p>◎次に該当する場合は、傷害見舞金又は弔慰金を支給します。</p> <p>春日部市が主催・共催又は派遣する社会体育に関するスポーツ行事に参加中、傷害等を生じた場合</p> <p>※「参加中」とは、実際活動に参加した間をいい、観戦、応援等をする者でも、実際活動の直接原因に基づく傷害等を受けた場合は参加中とみなします。</p> <p>※「派遣」とは、市が選手を選考し、編成し、大会等へ代表として出場させることです。</p> <p>※「傷害等」とは、その活動が直接の原因で受けた傷害又は死亡及び実際活動の直接原因に基づき受けた傷害又は死亡をいいます。故意又は自己の重大な過失により生じた傷害又は死亡は含まれません。</p> <p>◎支給については、下記の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>傷害等の発生時において、市内に居住及び勤務、又は市内の学校に在籍、その行事に招へいした者です。</p>
標準処理期間	5 日（休日を含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	傷害等を受けた日から 1 年以内
申請方法	教育センター スポーツ推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	申請には、スポーツ傷害（見舞金・弔慰金）申請書に医師の診断書の添付が必要です。

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例

(見舞金等の申請等)

**第5条** 見舞金等の申請又は受取ることができる者は、傷害等を受けた本人又はその遺族及び葬祭を行ったものとする。ただし、市長が特に認めるときは、代理人が申請を行うことができる。

(申請の手続)

**第6条** 見舞金等の支給を受けようとする者は、傷害等を受けた日から1年以内に市長に申請しなければならない。

■春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例施行規則

(見舞金等の申請)

**第3条** 条例第6条に定める申請は、スポーツ傷害(見舞金・弔慰金)申請書(様式第1号)に医師の診断書を添えて提出するものとする。